

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第62号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2第10号の表2の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。